# 地価公示、地価調査位置図

令和７年３月１９日作成

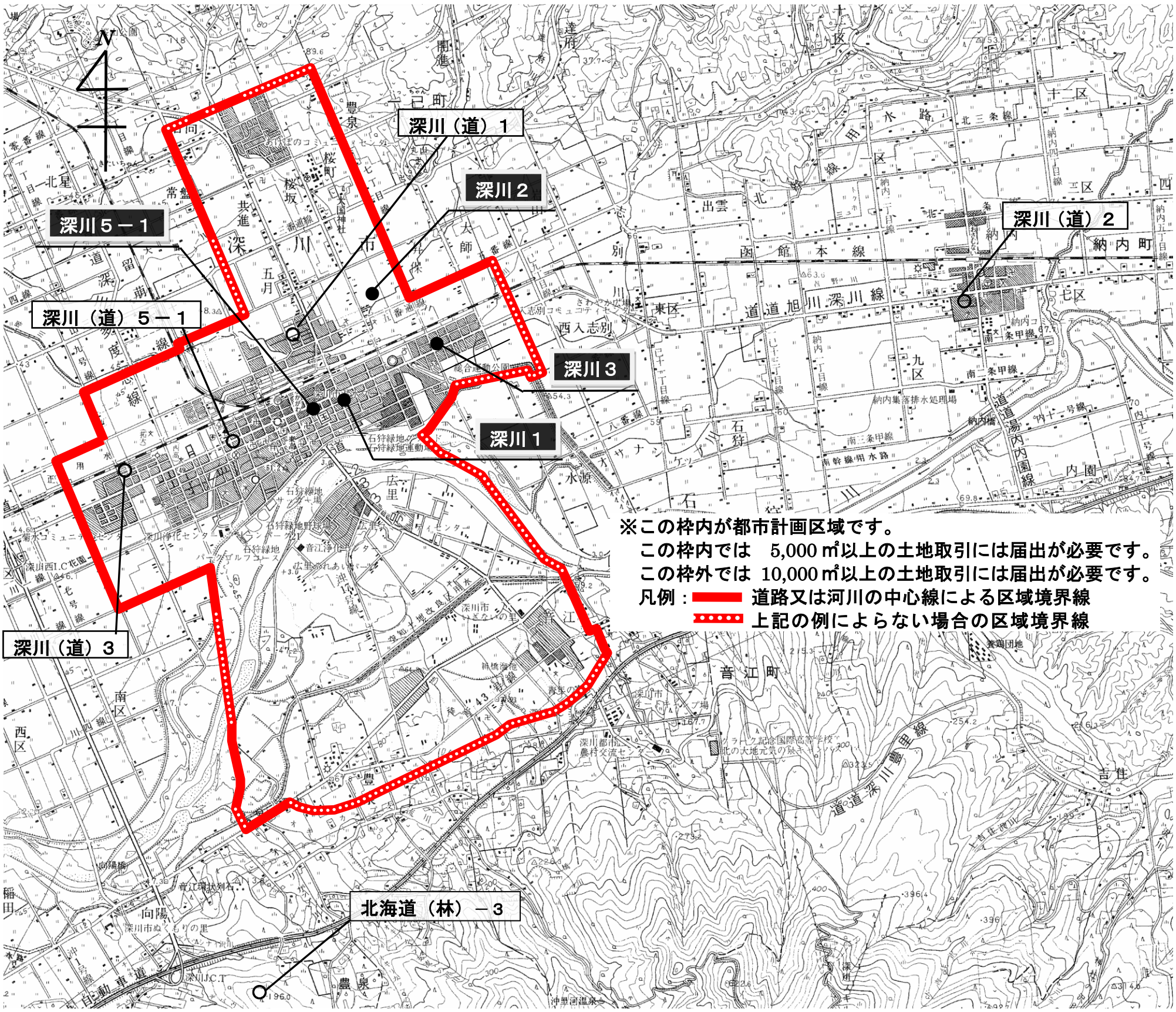


## ●国が定めた標準地と価格

令和７.３.１９公示

| 標準地番号 | 標準地の所在地 | 標準地の１㎡当たりの価格 | 標準地の利用状況 |
|---|---|---|---|
| 深川 1 | 5条2880番50 「5条12番24号」 | 8,600 円 | 住宅地 |
| 深川 2 | 稲穂町2丁目2694番41 「稲穂町2丁目4番24号」 | 6,900 円 | 住宅地 |
| 深川 3 | 2条2921番22 「2条21番21号」 | 5,350 円 | 住宅地 |
| 深川 5－1 | 4条4番4ほか 「4条9番3号」 | 11,500 円 | 商業地 |

「　　」は、住居表示

## ○道が定めた基準地と価格

令和６.９.１８公示

| 基準地番号 | 基準地の所在地 | 基準地の１㎡当たりの価格 | 基準地の利用状況 |
|---|---|---|---|
| 深川（道） 1 | 北光町2丁目2612番26 「北光町2丁目1番33号」 | 7,600 円 | 住宅地 |
| 深川（道） 2 | 納内町2丁目3528番19外 「納内町2丁目10番33号」 | 2,400 円 | 住宅地 |
| 深川（道） 3 | 文光町5010番73 「文光町5番8号」 | 6,300 円 | 住宅地 |
| 深川（道） 5－1 | 4条21番4 「4条2番8号」 | 7,500 円 | 商業地 |
| 北海道（林）－3 | 音江町字向陽239番1 | 20.0 円 | 用材林地 (ｶﾗﾏﾂ) |

「　　」は、住居表示

土地取引は、この図面の価格を基準にしましょう。
（個々の土地の適正価格は、それぞれの土地状況によって異なります。）

# 土地取引には国土利用計画法に基づく届出が必要です

## １．国土利用計画法のねらい

この法律は、**土地の投機的取引**や**地価の高騰を抑制**し、**乱開発などを未然に防ぐ**ため、土地取引について**届出制**を設けています。

## ２．届出の必要な土地取引

**一定面積**以上の土地について**売買、交換など**を行う場合には**契約締結後２週間以内に届出が必要**です。

### ①一定面積とは

都市計画区域内……　５，０００㎡以上（裏面をご覧ください）

都市計画区域以外の区域…１０，０００㎡以上

（例）

| | |
|---|---|
| イ | ロ |
| ハ | ニ |

Ａさんの買いたい土地
　イ・ロ・ハ・ニ

今回買う土地
　イ・ニ　→　Ａさん

（イ＋ロ＋ハ＋ニ）≧ 一定面積

### ②次のような場合も届出が必要です。

（例）Ａさんの買いたい土地は都市計画区域以外の区域で、それぞれ所有者の違う土地**イ＋ロ＋ハ＋ニ**＝10,000 ㎡。

**イ、ニ**それぞれの所有者との話し合いがついて、今回は**イ**と**ニ**の土地だけを買うことになりました。

たとえ所有者または取引する時期が異なっても、Ａさんが買収を予定している土地が一定面積以上であるため、この取引には届出が必要です。

都市計画区域内についても同様です。

### ③届出を必要としない場合

ア．国、地方公共団体、土地開発公社などとの取引

イ．農地法第３条の許可を受けて行う取引など

## ３．届出から契約まで

**届出は契約締結後２週間以内にしましょう。**

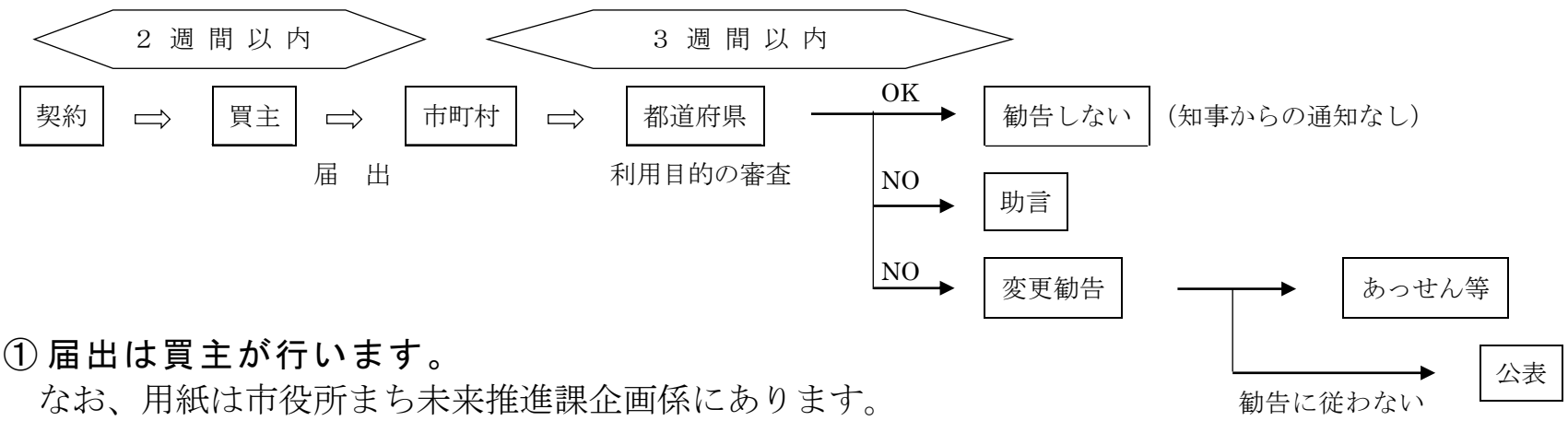


**①届出は買主が行います。**

なお、用紙は市役所まち未来推進課企画係にあります。

**②届出の土地利用の目的が土地利用計画に適合しない場合等には、利用目的を変更するように、知事から指導や助言または勧告がなされることがあります。**

**勧告は、届出てから３週間（審査期間の延長通知があった場合には、延長された期間）以内に行われます。**

**なお、勧告をしない場合には、知事からの通知はありません。**

## ４．届出をしないと

**法律で罰せられます。**

届出をしないで土地取引をしたり、偽りの届出をすると**６カ月以下の懲役**、または**１００万円以下の罰金**に処せられることがあります。

詳しくは
**市役所まち未来推進課**
**企画係**
ＴＥＬ ２６－２２４６

# 深　　川　　市